

第47回臨時会

下北地域広域行政事務組合議会会議録

平成25年 6 月25日

下北地域広域行政事務組合議会

下北地域広域行政事務組合議会第47回臨時会会議録

議事日程

平成25年6月25日（火曜日）午前10時開会・開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 広域行政報告

第4 議案一括上程、提案理由の説明

第5 議案審議（質疑、討論、採決）

（1）議案第 7号 下北地域広域行政事務組合職員の給与の臨時特例に関する条例

（2）報告第 1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算）

（3）報告第 2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算）

（4）報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について）

（5）報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

（青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	横 垣 成 年	2番	村 川 壽 司
3番	東 健 而	4番	中 村 正 志
5番	富 岡 修 徳	6番	佐々木 隆 徳
7番	斉 藤 孝 昭 弘	8番	菊 池 光 弘
9番	白 井 二 郎 誠	11番	千代谷 誠 一
12番	二本柳 貞 一	13番	相 内 祥 一
14番	平 井 賢 一	15番	菊 池 隆 一
16番	竹 内 修 男	17番	田 中 岩 男
20番	中 村 勉 秋	21番	半 田 義 秋

欠席議員（3人）

10番	傳 法 清 孝	18番	柴 崎 伸 也
19番	秋 田 力		

説明のため出席した者

管 理 者	宮 下 順 一 郎	副 管 理 者	越 善 靖 夫
副 管 理 者	飯 田 浩 一	副 管 理 者	野 坂 充
副 管 理 者	古 川 健 治 昇	代 監 査 委 員	阿 部 昇
事 務 局 長	川 西 彰 一	消 防 長	山 本 伸 一
消 防 本 部 長	大 久 嘉 範 哉	事 務 局 次 長	笠 井 哲 哉
副 理 事 長	笹 谷 光 久 勝	は ま ゆ り 学 園 長	山 中 勝
廃 棄 物 長	杉 山 浩 一 徹	出 納 室 長	鹿 内 徹
監 査 委 員 長	星 久 南 文	消 防 本 部 長	櫻 井 以 文
副 理 事 部 長	平 尾 和 大 誠	消 防 本 部 指 令 長	田 中 誠
む 消 防 署 長	若 山 典 夫 隆	大 消 防 署 長	山 本 義 隆
大 消 防 署 間 長	木 下 裕 司 則	大 消 防 署 湊 長	木 村 勝 則
東 消 防 署 通 長	坂 本 辰 治 尚	む 消 防 署 内 署 長	菊 池 尚

つ 署 防 長
野 防 署
む 消 協 分
大 消 佐 分
間 署 防 長
井 防 署

川 崎 尚 昌
東 出 直 武

畑 署 防 長
防 浦 署
大 消 風 分

山 田 好 弘

事務局職員出席者

課 主 幹
務 主
総 括
課 係 長
務 係
総 務

伊 藤 泰 成
工 藤 定 光

課 主 幹
務 主
総 括

鍋 谷 和 範

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（半田義秋） それでは、ただいまから下北地域広域行政事務組合議会第47回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程表により議事を進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（半田義秋） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、1番横垣成年議員及び20番中村勉議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（半田義秋） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（半田義秋） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第3 広域行政報告

○議長（半田義秋） 次は、日程第3 広域行政報告を行います。

管理者の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） おはようございます。このたびのアックス・グリーン汚染水漏えい事故につきましては、議員各位並びに地域住民の皆様にご多大なるご心配及びご不安をおかけいたしましたことに対し、施設設置者である組合管理者として、心からおわびを申し上げる次第であります。

まず、今泉川の水質及び土壌の検査結果ですが、環境省が定める環境基準に適合、もしくは県が公表する公共用水域の底質測定結果よりおおむね低い値でありました。このことから、今回の事故による人の健康への影響はなかったものと判断しております。

なお、検査結果につきましては、議員各位には逐次文書でお伝えするとともに、組合ホームページにおいて公表したところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、施設を運営する事業者に対しましては、口頭及び文書により嚴重注意をするとともに、事故の再発防止及び施設の総点検を強く指示したところであります。

当該施設の運営に当たりましては、地域住民の安心、安全を第一義に、また廃棄物処理が滞ることがないように、設置者として指導及び監督を徹底してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（半田義秋） これより質疑を行います。質疑ありませんか。3番東健而議員。

○3番（東 健而） ただいまの管理者の行政報告について、3点について質問させていただきます。

アックス・グリーンの漏水事故の問題ですが、この管理体制について、まず1点目、今までアックス・グリーンでは漏水事故がたびたび起きています。その都度、二度とこのようなことが起こらないようにするとか、想定外の事故だとか、

また業者に厳重に注意をしているとか、事故対応のまずさが指摘されてきました。この頻繁に起きている事故について、周りには管理が非常にずさんに映ります。これは、老朽化も原因の一つだと思いますが、事故がなぜ起きるのか、なぜとめられないのか、安全管理が不十分としか言いようがありません。管理体制に問題があると思いますが、管理者はどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、2点目であります。事故対応のマニュアルについてであります。昨年行政視察に行ったときのことでありますが、アックス・グリーンのような設備では、過去に頻繁に事故が起きたことにより、この対策マニュアルがあると聞きました。話によると、漏水場所は大体決まっています、その場所は事前に点検し、漏水がなくても部品を交換することになっているということでもあります。だから、事故は少ないということでした。アックス・グリーンでは、このようなマニュアルがあるかどうか、事前の点検や定期的な部品交換は行われているのでしょうか。

3点目であります。行政側の立ち会いについて伺います。破損箇所修理点検、部品交換などに行政側の関与はどのようになっているか。修理箇所を分解したときと設置したときにどのような部品を使ったか、新品かどうか、同じ場所の漏えいではないかなど、行政側では立ち会い及び目視確認をしているかということでもあります。

以上、3点についてのご答弁をお願いいたします。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） 東議員のお尋ねにお答えいたします。

まず、管理体制でございますけれども、この部分については、当施設は東議員ご案内のとおり公設民営方式ということで運営されている施設であ

りまして、受託をしている事業者、これは委託契約に基づいて適正に業務を遂行することが義務づけられておりますし、それが基本でございます。この部分においては、東議員ご指摘のとおり昨年の事故に引き続き、また今回の事故と、これは若干性質が違うものでありますけれども、この部分においては非常に重大なことであり、環境を汚染するというふうな非常に危険性も高く、人の健康に危害を及ぼすというふうな部分がありましたので、非常にこの事案につきましては全くもって遺憾である、私はそのように思い、行政報告にもありますように、厳重注意、口頭注意のみならず文書による注意、この部分の発出をいたしております。あわせて、再発防止ということについては、施設の総点検、これを強く指示し、間もなく7月の頭からプラントメーカーのほうからも技術者をこちらのほうに招き、そして総点検に移って行って、プラントの全てを点検するというふうにご伺っており、そのことに従ってその部分、劣化している部分、経年劣化の部分、こういうふうな部分についてはしっかり対応するように、こちらからも命じておるところでございます。

2点目の事故の対応マニュアルにつきましては、このポンプ装置については、取り扱いの説明書がありますけれども、点検マニュアルはないというふうにご伺っております。この部分においても、今度は点検マニュアル、そういうふうなところも徹底して作り上げて、それに従って点検をするようにと、こういうふうにご命じております。そしてまた、総点検の際には地域住民の方々、周辺の町内会長さんを中心として集まっております地区の協議会がございます。協議会に今回の事案の説明を行った際に、協議会のほうから点検に立ち会わせてほしいというふうなこともございましたので、点検に立ち会っていただき、安心感を持ってもらうため努力をしてもらうように命じておりま

す。この部分においては、重ね重ね議員各位には頻りに文書等々でご報告を申し上げまして、非常にご不安を与えましたこと、改めておわびを申し上げますたいと、このように思います。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） ただいまの管理者のほうからの答弁に尽きるわけでございますけれども、まず事故の対応マニュアルにつきましては、先ほどお話ししたとおり今後作成するというところでございます。

それから、部品の交換でございますけれども、当該部品につきましては、1年ごとに交換していると。それから、今回の損傷部品につきましては、昨年の9月に点検、交換しているということでございます。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 3番東健而議員。

○3番（東 健而） 管理者のほうから劣化に対応ということをお聞きしたけれども、この劣化に対応ということ、事故というのはいつ起きるかわからないわけでありまして。どこの部分でどういふふうに水漏れが起きたか、これは前もってわからないわけでありまして、事故後現場写真とか、その事故の部分の写真、こういうふうなものがどのように管理されているのでしょうか。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） ただいまのご質問でございますけれども、基本的には先ほど管理者のほうから当施設が公設民営であるということをお話し申し上げました。そういうことで、基本的には信頼関係で当施設の運営が成り立っているということでございます。

写真等の関係でございますけれども、当然写真等は記録、整備してございます。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 3番東健而議員。

○3番（東 健而） ありがとうございます。このような事故というのは、再三起きても仕方がないのかなという感じがいたしますけれども、今回質疑をいたしましたけれども、このようなことがこれからもまた漏水事故、こういうふうな事故があるかと思えます。そのときには、定例議会、一般質問で取り上げたいと思えますので、これで質疑を終わります。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 1点だけお聞きします。

今までの一連の報告の中には、業者の不手際、または点検の不足みたいな内容のお知らせばかりで、行政側の責任、または監督の責任が一切ありませんでした。管理者は、指導監督する立場の行政側の責任をどのように考えているのかお知らせ願いたいと思えます。

○議長（半田義秋） 管理者、どうぞ。

○管理者（宮下順一郎） 齊藤議員ご指摘のそのとおりでございます。管理者として、管理責任、この部分については重大な責任を感じておるところでございます。つまりそれによってさまざまに混乱を招いたというふうなことで、特に地域の方々、海域の部分、そして河川、そして周辺の方々が大変にご不安を与え、さまざま報道の部分でもかなり影響を与えたというふうなことを、私自身非常に重く責任を感じておりまして、この部分については、公設民営の事業者側に対しては、先ほどお話をいたしましたように、口頭のみならず文書をもって非常に厳しく発出をいたしております。今後こういうふうな形の事故の再発防止に向けて、どういうふうな取り組みをするべきかというふうなこと、行政側としても、組合側としても、これは十分監視をしていって、一つ一つチェックをし

ていく必要があると、このように思いますので、この部分についてはご理解をいただきたいと、このように思います。

また、先ほどもお話し繰り返しになりますけれども、地域の住民の方々、非常にご不安を持ちました。この部分で説明会を開催し、さまざまなご意見を伺いました。その中で、しっかりと点検を本当にやったのかという素朴なご質問まで出しました。これに対しても、やはり点検の際にはその時々協議会の代表の方々、また会の方々にそのチェックに立ち会ってもらおうと、そのことによって事業者側も緊張感も増してきますし、そしてまた我々組合側もその部分においては十分立ち会いをして、一つ一つ、先ほどお話ししましたように、マニュアルに従って交換するもの、1年たっていないなくても事故というふうな、そういうふうな摩耗等が出てくると思いますので、そういうふうな部分の総点検、この部分はいかんせん、ただ組合職員非常にそれは素人的なところがございまして、プラントメーカーから派遣された担当の者と十分打ち合わせをしながら、さまざまな部分で協議をして総点検をして、事故の再発防止に努めていきたいと、このように思います。

○議長（半田義秋） 7番齊藤孝昭議員。

○7番（齊藤孝昭） 管理者の言っているとおりだと思いますが、先ほど事務局長が答弁された中で、今までは業者との信頼関係で成り立っていると。公設民営方式であるために、業者との信頼関係が成り立っているということで、今まで業者任せにしていたと。今の管理者の答弁の中では、職員は素人だというふうなことをおっしゃいました。ということは、我が広域事務組合の職員は、ただそこにいるだけなのかというふうなことを感じるところであります。アックス・グリーンについては、処理の方法、または過程について不良がすごく多くて、指摘は今始まったことではありません。し

かしながら、今後もまだあと10年契約があるわけで、何があるかわからないという場面を想定しますと、相当な気合いを入れて行政側が対応しないと、同じことを繰り返すというふうなことになるかねないと感想を持っています。管理者については、今答弁されたとおりだと思いますが、やはり職員の皆さんが本気で取り組まないと、素人だからという答弁は、もう答弁になってないと思います。幾ら素人といっても、勉強しないとだめだし、やはり業者を指導する立場でありますので、ただそこにいるだけではなくて、やることはやるというふうなことをぜひやってほしいというふうに思いますので、管理者、どのように感想をお持ちなのかお知らせください。

○議長（半田義秋） 管理者。

○管理者（宮下順一郎） ちょっと舌足らずな部分がありました。プラントについては素人というふうなことで、それぞれの立場でしっかりと研究をして、研さんを積んでいるわけでございませけれども、例えば摩耗の部分の見方だとか、そういうふうなところについては、やはり専門家となかなか言えないというふうなことでございまして、この部分についてはちょっと舌足らずな部分がありましたので、ご理解をいただきたいと、このように思います。

信頼関係、これを構築していかなければいけない、つまりこれまで組合側の姿勢も、これは反省しなければいけないと思います。非常に高度なプラント、化学工場的な部分、そういうふうなものもございましたので、公設民営というふうな部分で、その民営の部分に非常にウエートをかけ過ぎていたと、こういうふうなご批判は、私は免れないものと、齊藤議員お話しのように、そういうふうなことで、しっかりと民営を管理監督していくのは組合であるというふうな、そういうふうな部分も意識をしていく必要があると、このように思

います。つまりたび重なるこういうふうな事案によって、信頼関係がかなり損なわれたと私は思います。この信頼関係をまたしっかりと再構築していくためには、再発防止、その防止策をどういうふうな形で事業者側が取り組むのか、そして事故を起こさないような体制をつくっていくのか、そしてしっかりとそれを安定操業していくか、これに係るわけでございますので、この部分については、私も口頭で事業者側にはお話をしております。つまりしっかりこれまで非常に我々は安心をして委ねていた部分があるのだけれども、こういうふうな事案が続いたことによって、信頼関係が損なわれたというふうな発言までもしておりますので、この部分では事業者側もかなり重く受けとめていると、このように思うところでございます。

よろしゅうございますか、そういうことでございます。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 汚染水についてちょっとお聞きしたいのですが、私はこの装置というのか、これ全然イメージ湧かないのですが、きょうこの後で見させてもらえるというので、本当に楽しみにしているのですが、この汚染水というのは、私はピットのごみを入れる下にたまる水が汚れて汚染水、そういうぐらいのイメージしかないのですが、今回は特にそれとは違うところの汚染水だということであちこちから聞いているのですが、この汚染水というのは、そもそも年間量が大体どのぐらい出るものなんでしょうか、このたび漏れたこの汚染水。

それと、この汚染水という形での何か処理しなくてはいけない水というのは、ピットの底にたまるのと、今回のと、この2つだけでよろしいのでしょうか。それとも、もっと別な部分で何か、それからダークマターというか、そういうの

が生じる部分というのがあるのかどうか、そこも含めてちょっと教えていただければなというふうに思います。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） まず、基本的に汚染水の意味でございますけれども、カーボンスラッジの濃縮液ということでございます。カーボンスラッジは、ごみ由来のカーボン、すなわち炭素を主成分とするもので、黒いケーキ状の副生成物だということでございます。それで、今回のカーボンスラッジにつきましては、脱水処理する前の液、これが漏れ出したという事象でございます。

それから、今回の汚染物質が年間幾らかということでございますけれども、年間の総量については、ちょっとただいま手持ちにございません。

それで、そもそもこの汚染物質の処理でございますけれども、当初施設本体のほうで、地下でもって処理していたわけでございますけれども、それだけでは足らなくなりまして、後に旧清掃センターの焼却施設のピットのストックヤード部分を活用して、当該施設を追加整備したということになってございます。

以上でございます。

○議長（半田義秋） 1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） ちょっと再度確認するのですが、この汚染水、汚い水が発生するのがピットの下のところにとまる水と、今のところの2カ所だけでよろしかったでしょうか。それ以外でも、何か汚染された水が漏れるということはないのでしょうかというのを再度確認させていただきたいのと、今回の汚染水の処理なのですが、これはアックス・グリーンの中で全部また無害なものに処理しているものかどうか、そこもちょっと確認させていただきます。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） お答えします。

まず、汚染水のルートと申しますか、基本的にはごみのピットに全ての収集運搬されたごみが搬入されると、持ち込まれると。それを炉の中で焼却して、さらにいろいろな化学処理等を施すわけですけれども、基本的に本施設の炉につきましてはダイオキシンを発生させないということで、2,000度まで上げたものを急激に冷却して、ダイオキシンの再結晶化を防ぐということで、その際に大量の水が用いられるというものでございます。当然この水につきましては、さまざまな汚染物質、有害物質が付着して、最終的にはそれを無毒化するといえますか、処理するということで、今回のカーボンスラッジは、どっちかという液体部分のほうの汚染物質になるわけですけれども、それを固化して、固化物については八戸のほうの業者に行って処理してもらおうと。それで、無毒化した液体のほうは施設のほうに戻して循環、再利用すると、そういう工程を経ております。ということで、横垣議員お話しのとおり、基本的には水は排出しないと、そういう仕組みの炉になっているということをご理解をいただきたいと思えます。

○議長（半田義秋） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。

これで広域行政報告を終わります。

◎日程第4 議案一括上程、提案理由 の説明

○議長（半田義秋） 次は、日程第4 議案一括上程、提案理由の説明を行います。

議案第7号並びに報告第1号から報告第4号までを一括上程いたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。管理者。

（宮下順一郎管理者登壇）

○管理者（宮下順一郎） ただいま上程されました1議案4報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、議案第7号 下北地域広域行政事務組合職員の給与の臨時特例に関する条例についてであります。本案は総務大臣の要請による国家公務員の給与減額支給措置に準じ、職員の給料月額及び管理職手当を減額して支給するためのものです。

次に、報告第1号についてであります。これは平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてでありまして、歳出ではし尿処理費並びに中継槽処理費について決算見込みにより減額し、それに伴い歳入では衛生費負担金を減額補正するため専決処分したものであります。

次に、報告第2号についてであります。これは平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてでありまして、大湊署費に予算計上した救急救命士の研修経費について、人事異動により研修対象者がむつ署へ配置がえとなり、研修経費の支出に急を要したため、専決処分したものであります。

次に、報告第3号及び報告第4号についてであります。これら2報告は青森県市町村職員退職手当組合及び青森県市町村総合事務組合について、構成団体であります黒石地区消防事務組合が解散することに伴いまして、組合を組織する地方公共団体数を減少し、組合規約を変更するため専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました1議案4報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決及びご承認賜りますようお願い申し上げます。次第であり

ます。

○議長（半田義秋） これで、提案理由の説明を終わります。

議員の皆様には、前もって議案書を配付しておりますので、議案熟考の時間はあえて設けませんので、ご了承ください。

◎日程第5 議案審議（質疑、討論、採決）

○議長（半田義秋） 次は、日程第5 議案審議を行います。

◇議案第7号

○議長（半田義秋） まず、議案第7号 下北地域広域行政事務組合職員の給与の臨時特例に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
1番横垣成年議員。

○1番（横垣成年） 職員の給与の削減の条例がありますが、その給与削減の対象人数、職員の対象人数、何人かということと、今回の削減の平均の削減率、本体のむつ市のほうはマイナス2.8%だということですが、同じなのかどうか。それとあと、今回削減する職員の削減総額、この3点よろしくお願ひします。

○議長（半田義秋） 事務局長。

○事務局長（川西 彰） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、削減対象人数でございますけれども、全部で309名となっております。内訳でございますけれども、管理者の事務部局が34名、消防長の事務部局が275名、計309名でございます。

次に、平均の減額率でございますけれども、2.64%、消防職が比較的若い年代が多い関係で、平均を押し下げております。

それから、減額の影響、総額でございますけれども、約3,070万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（半田義秋） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（半田義秋） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許可します。1番横垣成年議員。

（1番 横垣成年議員登壇）

○1番（横垣成年） 議案第7号 下北地域広域行政事務組合職員の給与の臨時特例に関する条例に対し反対討論をいたします。

本案は、職員309人に対し平均2.64%の削減で、総額3,070万円にも及ぶ削減条例であります。この間、毎年のごとく公務員の給与が削減されております。職員の仕事に対する士気を低下させ、地域経済を冷え込ませることは必至である本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願ひします。

○議長（半田義秋） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第7号について、ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者16人、起立しない者1人）

○議長（半田義秋） 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◇報告第1号

○議長（半田義秋） 次は、報告第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

◇報告第2号

○議長(半田義秋) 次は、報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

◇報告第3号

○議長(半田義秋) 次は、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について報告及び承認を

求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

◇報告第4号

○議長(半田義秋) 次は、報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(半田義秋) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(半田義秋) ご異議なしと認めます。よって、報告第4号は承認することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(半田義秋) これで、本臨時会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

以上で、下北地域広域行政事務組合議会第47回

臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時36分

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

下北地域広域行政事務組合議会議長 半 田 義 秋

下北地域広域行政事務組合議会議員 横 垣 成 年

下北地域広域行政事務組合議会議員 中 村 勉

下北地域広域行政事務組合議会第47回臨時会会期日程表

日 程	月 日	曜日	会 議 区 分	会 議 内 容
第 1 日	6 月 2 5 日	火	本 会 議	開 会 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 第 2 会 期 の 決 定 第 3 広 域 行 政 報 告 第 4 議 案 一 括 上 程 、 提 案 理 由 の 説 明 第 5 議 案 審 議 (質 疑 、 討 論 、 採 決) 閉 会

議事経過一覧表

下北地域広域行政事務組合議会（第47回臨時会）

議案番号等	件名	議決月日	審議結果
議案第 7号	下北地域広域行政事務組合職員の給与の臨時特例に関する条例	6月25日	原案可決
報告第 1号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (平成24年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)	6月25日	承認
報告第 2号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (平成25年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算)	6月25日	承認
報告第 3号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について)	6月25日	承認
報告第 4号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて (青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について)	6月25日	承認